

2008(平成20年)

1.15

広報

# はむら

今年の栄冠は  
どのチームに!?



## 第22回 羽村市ふれあい綱引き大会

1月27日(日)、スポーツセンターで第22回羽村市ふれあい綱引き大会を行います。  
一般男子の部、女子の部、町内会・自治会男子の部、混合の部、小学生の部に分かれ、チーム一丸となって熱戦を繰り広げます。  
皆さん、ぜひ応援に来てください。

### CONTENTS

■平成20年度住民税(市民税・都民税)申告	1
■平成19年分所得税確定申告	2
■認知症および要介護の高齢者を介護している方へ ほか	3
■市ホームページ バナー広告掲載者募集	4
■お知らせ	5
■健康ガイド	15
■団体のひろば	16

# 平成20年度 住民税・市民税・都民税 申告

平成19年中の収入などを  
市に申告するものです。  
必ず期間内に申告してください。

受付期間 2月1日(金)～3月17日(月) (祝日を  
除く)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時  
30分

受付会場 市役所4階大会議室

※土・日曜日は、市役所1階課税課窓口で受  
け付けます。

## 市民税・都民税の申告をしなければ ならない方

●給与所得だけの方で、勤務先から市へ給与  
支払報告書が送付されていない方(勤務先  
で確かめてください)。

●事業、不動産、配当、年金、雑などの所得  
があつた方で、確定申告の必要がない方  
※国民健康保険加入者は、昨年中の所得がない  
方も必ず申告してください。

## 市民税・都民税の申告の必要がない方

●確定申告書を税務署に提出する方

## 申告の際に持参するもの

- ①申告書と印鑑
- ②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書  
など、収入が明らかになる資料
- ③年金を受給されている方は、公的年金など  
の源泉徴収票
- ④国民年金保険料などの控除証明書
- ⑤社会保険料の領収書(昨年中に国民健康保  
険税や健康保険料、厚生年金保険料などを  
支払ったもの)
- ⑥生命保険や長期損害保険、地震保険の控除  
証明書、医療費などの領収書など
- ⑦障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- ⑧配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所  
得が明らかになる資料
- ⑨事業所得者などの方は、収支決算書や帳簿  
など

### ■注意■

国民年金保険料の支払額については、社  
会保険庁専用コールセンター(☎0570  
10019911)または青梅社会保険事  
務所(☎042813013415)に照  
会手続きをお願いします。

### ■お願い■

申告を円滑に行うために、正確に記載し  
た申告書を提出してください。

## 郵送による受付

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収  
票、事業主の支払証明書または収支明細書な  
どの必要書類を添付し、郵送してください。  
※申告書の控えに受付印が必要な方は、返信  
用封筒(切手貼付)を同封してください。

郵送先 〒20518601(住所記載不要)  
羽村市市民部課税課市民税係

## 出張受付を利用してください

### 期日/会場

■2月7日(木)／美原会館

■2月8日(金)／三矢会館

※時間はいずれも午後1時30分～4時

※所得税の確定申告も一部受け付けます。

### 受付できないもの

- 土地・家屋・株式などの譲渡所得
  - 青色申告、農業・営業などの所得
  - 消費税、相続税、贈与税の確定申告
  - 住宅借入金等特別控除(所得税)の申告
- ※これらは青梅税務署に直接申告してください。  
※住民税からの住宅借入金等特別税額控除  
(住宅ローン控除の特例措置)については、  
4ページをご覧ください。

### ■ニセ税理士にご用心

税理士の資格のない人が税金の相談、申告  
書の作成などをする場合は法律により禁止  
されています。注意してください。

問合せ 課税課市民税係

# 平成19年分 所得税確定申告

平成19年中の収入などを  
税務署に申告するものです。

## 税務署での受付

受付期間 2月18日(月)～3月17日(月)  
受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時  
受付会場 青梅税務署  
※還付申告(\*)は、1月4日(金)から受け付けて  
います。

(\*)還付申告⇨給与所得者や年金所得者などが  
医療費控除などを確定申告することで、所  
得税が還付となる申告

※青梅税務署では、2月24日(日)と3月2日(日)  
も受け付けます。当日は、混雑が予想され  
ますので、早めにお越しください。これ以外  
の土・日曜日、祝日は受け付けを行っていません。

## 市役所での受付

受付期間 2月18日(月)～3月17日(月)  
※還付申告は、2月1日(金)から受け付けます。  
※土・日曜日、祝日は受け付けできません。  
受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時  
30分

受付会場 羽村市役所4階大会議室  
受付できないもの

- 土地・家屋・株式などの譲渡所得
- 青色申告、農業・営業などの所得
- 消費税、相続税、贈与税の確定申告
- 住宅借入金等特別控除(所得税)の申告

※これらは青梅税務署に直接申告してください。  
※住民税からの住宅借入金等特別税額控除  
(住宅ローン控除の特例措置)については、  
4ページをご覧ください。

## 青梅税務署による出張申告相談

受付期日 2月6日(水)・7日(木)・8日(金)  
受付時間 午前9時30分～11時、午後1時～3時  
受付会場 羽村市役所4階大会議室  
受付内容 給与所得者、年金所得者、農業所  
得者および小規模納税者の確定申告書の  
作成アドバイス、相談および收受(譲渡所  
得・贈与税の相談はできません)

## 申告の際に持参するもの

- ① 申告書と印鑑
- ② 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書  
など、収入が明らかになる資料
- ③ 年金を受給されている方は、公的年金など  
の源泉徴収票
- ④ 国民年金保険料などの控除証明書
- ⑤ 社会保険料の領収書(昨年中に国民健康保  
険税や健康保険料、厚生年金保険料などを  
支払ったもの)
- ⑥ 生命保険や長期損害保険、地震保険の控除  
証明書、医療費などの領収書など
- ⑦ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- ⑧ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所  
得が明らかになる資料
- ⑨ 事業所得者などの方は、収支決算書や帳簿など

## 郵送による受付

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収  
票、事業主の支払証明書または収支明細書な  
どの必要書類を添付し、直接青梅税務署へ郵  
送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、返信  
用封筒(切手貼付)を同封してください。  
郵送先 青梅税務署〒198-8530  
青梅市東青梅4-13-4

## ■確定申告はお早めに!

所得税の申告と納税は3月17日(月)までです。  
期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑  
しますので、早めに申告を済ませてください。  
期限に遅れると、延滞税などがかかります。  
注意してください。

■国税電子申告・納税システム(e-Tax)  
確定申告は、インターネットで申告書の作  
成や提出ができる国税電子申告・納税シス  
テム(e-Tax)の制度もあります。

自宅から確定申告ができ、最高5000円  
の税額控除が受けられる場合もあります。  
※詳しくは、e-Taxホームページまたは  
ヘルプデスク(☎0570-015901)  
で確認してください。

※確定申告書を送信する際に必要な電子証  
明書は、市役所市民課で発行しています。  
発行には住民基本台帳カードが必要です。

問合せ 青梅税務署 ☎0428-22-13  
185

## 認知症および要介護の高齢者を介護している方へ 確定申告手続きに係る認定書を発行します

市では、要介護認定された方などに、障害の程度により障害者控除対象者認定書を発行しています。

所得税や市・都民税の申告の際、この認定書を添付すると、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

### ■控除の対象となる方

控除区分／要介護認定の結果による区分

#### ●障害者控除

○障害状態にあり、日常生活自立度がランクAの方(\*1)

○認知状態にあり、日常生活自立度がⅡ以上の方(\*2)

#### ●特別障害者控除

○障害状態にあり、日常生活自立度がランクB以上の方

(\*3)

○認知状態にあり、日常生活自立度がⅣ以上の方(\*4)

○寝たきり状態である方

(\*1)：屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない

(\*2)：日常生活に必要な意思疎通の困難さが多少見られる

(\*3)：屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体

(\*4)：日常生活に必要な意思疎通の困難さが頻繁に見られる

### ■認定書の発行 障害者控除対象者認定書は、高齢福祉

介護課窓口で発行しています。直接窓口へお越しください。

申請できる方 本人とその家族の方（扶養している方）

※介護度、日常生活自立度などの個人情報について、電話での問合せは受けることができません。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

## 介護保険サービスを利用している方へ

## 確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

### ◆介護保険サービスで

医療費控除の対象となるもの

#### 在宅の方

次のすべての条件を満たしている場合、介護保険サービスを利用した際の費用（介護サービスに対する一割の利用者負担分）が、控除の対象となります。

①居宅介護支援事業者が作成した居宅

介護サービス計画に基づき在宅のサービスを利用している

②居宅介護サービス計画に、次の医療系

サービスのいずれかが含まれている（介護予防サービス含む）

○訪問看護

○訪問リハビリテーション

○通所リハビリテーション

○居宅療養管理指導

○短期入所療養介護

③右記のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるサービス（介護予防サービス含む）

○訪問介護

○夜間対応型訪問介護

○訪問入浴介護

○通所介護

○認知症対応型通所介護

○小規模多機能型居宅介護

○短期入所生活介護

※訪問介護の家事援助中心型や支給限度額を超えたサービス提供分、特別な

費用などは控除の対象となりません。

### 介護保険施設に入所している方

①指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設「施設介護サービス」に対する自己負担額（1割）と食費・居住費に係る自己負担額の合計額の2分の1が控除の対象

②介護老人保健施設・介護療養型医療施設

「施設介護サービス」に対する自己負担額（1割）と食費・居住費に係る自己負担額が控除の対象

※介護保険サービス事業者は、利用者

に対して医療費控除対象額を記載した領収証を交付することになります。医療費控除額が記載していない領収証は、対象なりません。

### ◆介護保険料は

社会保険料控除の対象です

介護保険料を納めている方は、申告の際に、健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除に記入することができます。

問合せ

●申告方法や手続きについて…

85

青梅税務署 ☎0428-22-31

●介護保険制度（控除対象）について…

高齢福祉介護課介護保険係

85

問合せ

高齢福祉介護課介護保険係